

# 1 障害者基本法の改正

障害者基本法は、障害のある人に関する一番大切な法律です。障害者基本法は、障害のある人の法律や制度について基本的な考え方を示しています。

その障害者基本法を新しくして、改正障害者基本法をつくることを決めたのは、障がい者制度改革推進本部(つぎからは「推進本部」といいます)です。推進本部は、内閣総理大臣をトップに、すべての大臣をメンバーとして内閣(国の行政を行うところ)に平成21年(2009年)12月につくられました。推進本部の目的は、日本の法律や制度を国連の「障害者の権利条約」の考え方と合わせて変えていき、日本の障害のある人が暮らしやすくなることです。

国連の障害者の権利条約とは、障害のある人の権利を守るという国の約束です。障害者の権利条約は、「私たちに関係することを決める時は、必ず私たちの意見を聞いて決めること」(英語でいうと: Nothing about us without us)という考え方に基づいて、日本人を含む、世界の多くの障害のある人が参加してつくられました。



国連障害者の権利条約特別委員会の政府代表団に顧問として加わっていた東俊裕障がい者制度改革推進会議担当室室長(右端)